

# 災害救助法発動時に

# 適用される支援制度

※今冬の大雪により被害を被った場合の支援制度の一覧です。制度により、問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

性質	制度名・措置	適用対象	内容	問い合わせ先
経営資金	農業近代化資金	農業を営む方	融資限度額：個人 1800 万円、法人 2 億円の通算額以内 年利率：0.75～1.35% 据置期間 3 年 償還期限 15 年以内	県農政部農政課 ☎ 026-235-7217
農林漁業金融公庫特別相談窓口	相談窓口設置	農林漁業者、農林水産物の加工・流通業者	融資相談・返済相談	農林漁業金融公庫 長野支店 ☎ 026-227-8900
住宅資金融資	災害復興住宅建設等補助金	住宅金融公庫の災害復興住宅資金の融資を受けた方が行う災害復興住宅の建設・補修	災害復興住宅の建設・補修等に要する経費に対し助成	県住宅部建築管理課 ☎ 026-235-7332
住宅資金融資	災害復興住宅融資	住宅金融公庫の災害復興住宅融資の対象とならない災害復興住宅の建設・補修等	災害復興住宅の建設・補修等を行う方に対し、金融機関と協力して融資を行う	同上
県営住宅の提供		必要とするときに対応	被災者への県営住宅の提供	北信地方事務所建築課 ☎ 0269-22-3111
奨学金の採用等	緊急採用・応急採用奨学金	災害により家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められ、家計急変の事由が発生してから 12 か月以内の方	奨学生として採用	各学校窓口
奨学金返還猶予等		災害で返還が困難な方	罹災証明書の提出により返還を猶予	同上
電話料金等	電話料金についての特別措置	災害救助法適用市町村	①電話料金支払期限延長 ②期間の基本料金等を無料 ③移転工事料金を無料 ④電話以外の電気通信サービスの取り扱いを電話サービスに準じた取り扱いとする。	NTT 東日本長野支店 料金問い合わせ受付センター ☎ 0120-026519

性質	制度名・措置	適用対象	内容	問い合わせ先
中小企業融資制度	経営健全化支援資金(災害対策)	市町村長の罹災証明を受けた中小企業者	限度額：設備 3000 万円 運転 1500 万円 期間：設備 10 年以内等 運転 5 年以内 年利率：1.8%	県商工部 ビジネス誘発課 ☎ 026-235-7200
中小企業融資制度	中小企業振興資金	中小企業者	限度額：設備 6000 万円 運転 3000 万円 期間：設備 7 年以内等 運転 5 年以内 年利率：2.2%	同上
国民生活金融公庫相談	災害に関する特別相談窓口設置	中小企業者	融資相談・返済相談	国民生活金融公庫 長野支店 ☎ 026-233-2141
国民生活金融公庫融資	災害貸付	中小企業者	融資限度額：3000 万円 年利率：1.85% 返済期間：10 年以内(内据置期間 2 年以内)	同上
中小企業金融公庫特別相談窓口	特別相談窓口開設	中小企業者	融資相談・返済相談	中小企業金融公庫 松本支店 ☎ 0263-33-0300
中小企業金融公庫融資	災害復旧貸付	中小企業者	融資限度額：1 億 5000 万円 基準年利率：1.85% 返済期間：10 年以内(内据置期間 2 年以内)	同上
商工中金特別相談窓口	災害に関する特別相談窓口	中小企業者	借入申込等への対応	商工中金長野支店 ☎ 026-234-0145
商工中金融資	災害復旧資金貸付	中小企業者	災害復旧に必要な設備資金・運転資金 設備 20 年以内(据置 3 年以内)、運転 10 年以内(据置 3 年以内)、年利率 1.85%	同上
経営資金	農業経営維持安定資金	農業を営む方	融資限度額：個人 200 万円、法人 1000 万円等 年利率：0.95～1.7% 据置期間 3 年 償還期限 20 年以内	県農政部農政課 ☎ 026-235-7217

## 確定申告時の所得税等の軽減

雪害等の災害によつて、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①所得税法に定める雑損控除の方法(この雑損控除の損失額には豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます)、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによつて、所得税の全部または一部を軽減することができまふ。また、雪害等の災害によ

り申告等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2ヶ月以内の範囲でその期限が延長されます。

詳しい内容については、国税庁ホームページ(<http://naga.go.jp>) または関東信越国税局ホームページ(<http://www.kantoshinetsu.na.go.jp>) をご覧になるか、信濃中野税務署個人課税部門(0269-23153) または、市役所税務課(☎3111)までお問い合わせください。

## 電気料金等の特別措置について

中部電力(株)では、大雪により被災された方の申し出に応じて、電気料金等について特別措置を適用しています。

**主な特別措置の内容**

①電気料金の早取期間および支払期限の1か月延長  
：昨年12月分と本年1月および2月分の電気料金を対象として、早取期間と支払期限をそれぞれ1か月間延長する。

②不適用月の電気料金の免除  
：被災時から継続して電気を使用しなかつた月の基本料金を6か月間に限り、免除する。

お問い合わせ 中部電力飯山営業所(☎02045)

## 災害援護資金貸付・災害見舞金支給

今冬は豪雪で被害を受けた方に次の支援があります。

①災害援護資金の貸付  
対象：雪害による世帯主の重傷、家財1/3以上の損害、住居の半壊以上  
貸付限度額：最大350万円  
利率：3%  
据置期間：3年  
償還期限：10年(据置含む)  
※対象者の所得制限あり②災害見舞金の支給(県の制度)  
対象：雪害による死亡・重傷、住宅の半壊以上  
見舞金額：死亡30万円、重傷者10万円、全壊30万円(単身世帯20万円)、半壊10万円

※重傷とは1ヶ月以上の治療を受ける者で、雪下ろし中の転落、屋根雪の落下によるもの、除雪機による事故等が対象になります。歩行中の転倒、車のスリップ事故は対象外です。

※住居とは現実に居住している建物で、半壊以上とは損壊部分が延べ床面積の20%以上、または損害割合が家全体の20%以上の場合です。

※この他に死亡弔慰金、重度障害の見舞金制度があります。

お問い合わせ・お申し込み先 市役所保健福祉課(☎3111)

## 豪雪災害に際し義援金を頂きました

豪雪災害に際し、以下の方々から市に対して義援金を頂いています(敬称略・順不同)ご厚意に深く感謝申し上げます。

▽ふるさと飯山会：10万円▽長野県信連：10万円▽橋爪万利子：6万円▽田中巖：10万円▽勸大阪市青少年活動協会：5万円▽勸大阪市青少年活動協会有志同：3万円▽トライアルしなの今井正子他一同

：10万円▽柳電算：5万円▽八十二銀行飯山支店有志同：20万円▽信濃毎日新聞社広告局：4万3750円▽大阪市住之江区体育厚生協会：9万円▽八潮イブニングロータリークラブ他：40万527円▽みゆき野飯山ロータリークラブ：5万円▽第法規規：10万円▽斑尾高原開発(株)元従業員同：16万9801円(2月8日現在)